

新発田市スポーツ・カルチャーツーリズム応援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、スポーツの技術向上又は文化芸術活動のための合宿又は大会を誘致し、本市の誘客を促進することにより、交流人口の拡大及び地域経済の活性化を図るため、市外の団体が本市内の宿泊施設に宿泊するために必要な経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、新発田市補助金等交付規則（昭和33年新発田市規則第10号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる団体は、本市外に所在するスポーツ又は文化芸術活動を行うことを目的に設置された次の各号のいずれかに該当する団体とする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校及び専修学校のクラブ又はサークル
- (2) 高校生以下の児童・生徒で構成するスポーツクラブ又は文化芸術活動団体
- (3) 社会人で構成するスポーツクラブ又は文化芸術活動団体
- (4) 企業が設置するスポーツクラブ又は文化芸術活動団体

2 補助金の交付の対象者は、合宿又は大会等に参加した選手（部員）及び指導者等（顧問、監督、コーチ、マネージャー等をいい、保護者及び付添人は含まない。）とする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、前条の団体が、スポーツの技術向上又は文化芸術活動のために実施し、又は参加する合宿又は大会で、次に掲げる要件全てを満たすものとする。

- (1) スポーツの技術向上又は文化芸術活動のため、市内の体育施設又は文化施設を使用し、市内の宿泊施設（旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第1項に規定する旅館業が営まれている施設をいう。）に宿泊するものであること。
- (2) 1回の合宿又は大会の参加者の延べ宿泊数（合宿又は大会の参加人数に宿泊日数を乗じて得た数をいう。）が30泊以上であること。ただし、文化芸術活動のための合宿については15泊以上とする。
- (3) 宗教的又は政治的活動を目的とするものでないこと。
- (4) その他市長が特に認めるもの。

(補助対象経費、補助金の額及び補助限度額)

第4条 補助の対象となる経費、補助金の額及び補助限度額は、別表のとおりとし、1回の合宿又は大会につき1回限りとする。

2 補助対象事業に新潟県その他の団体からの助成がある場合は、補助対象経費の額から当該助成額を控除するものとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（次条において「申請者」とい

う。)は、新発田市スポーツ・カルチャーツーリズム応援補助金交付申請書(別記第1号様式)を市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定により交付申請があったときは、その内容を審査し補助金の交付又は不交付を決定し、交付することと決定した場合は、新発田市スポーツ・カルチャーツーリズム応援補助金交付決定通知書(別記第2号様式)により申請者に通知する。

(変更申請等)

第7条 前条の規定により、補助金の交付決定を受けた者(以下「補助決定者」という。)は、計画の一部を変更しようとするときは、新発田市スポーツ・カルチャーツーリズム応援補助金交付変更承認申請書(別記第3号様式)を市長に提出し、市長の承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更にあつては、宿泊証明書(別記第5号様式の2)及び宿泊者名簿(別記第5号様式の3)を市長に提出することをもって、変更申請とすることができる。

2 市長は、前項の申請書の内容を審査し、相当と認めるときは、新発田市スポーツ・カルチャーツーリズム応援補助金変更交付承認通知書(別記第4号様式)により申請者に通知するものとする。

(軽微な変更)

第8条 前条第1項ただし書の軽微な変更とは、次に掲げるものとする。

- (1) 延べ宿泊数の10泊以内の変更
- (2) 宿泊者数のみの変更

(実績報告及び補助金の請求)

第9条 補助決定者は、事業終了後20日以内に新発田市スポーツ・カルチャーツーリズム応援補助金実績報告書兼交付請求書(別記第5号様式)に市内の宿泊施設の領収書、宿泊証明書(別記第5号様式の2)及び宿泊者名簿(別記第5号様式の3)を添付して提出しなければならない。

(補助金の額の確定及び額の確定通知)

第10条 市長は、前条に規定する報告があったときは、その内容を審査の上、補助金の額を確定し、新発田市スポーツ・カルチャーツーリズム応援補助金確定通知書(別記第6号様式)により、当該決定団体に通知するものとする。

(補助金の返還)

第11条 市長は、補助決定者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) その他市長が補助金の返還事由があると認めるとき。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から一部改正する。

この要綱は、令和4年4月1日から一部改正する。

別表（第4条関係）

補助対象経費	スポーツの技術向上又は文化芸術活動のために実施する合宿又は参加する大会に要する経費のうち宿泊料
補助金の額	2,000円×延べ宿泊数（宿泊者数×宿泊日数）
補助限度額	1回20万円を限度とする